

茨城県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(協議会の設置)

第1条 いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の情報共有及び連携を図るため、茨城県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ防止対策に係る情報共有
- (2) いじめ防止対策に係る関係機関等の連携の推進
- (3) その他いじめ防止対策に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 連絡協議会は、県教育庁学校教育部長及び別表に掲げる関係機関等の代表者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、県教育庁学校教育部長をもって充てる。副会長は、県高等学校長協会会長及び県教育庁総務企画部私学振興室長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、次の各号により会議を招集するものとする。

- (1) 年1回開催する定例会議
- (2) 会長が必要と認めたときに開催する臨時会議

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡協議会の事務の処理は、県教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会において別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和1年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

別表（第3条）

1 学校・学校設置者等の機関・団体

（1）学校設置者、教育委員会関係

- ア 茨城県教育庁総務企画部総務課
- イ 茨城県教育庁総務企画部総務課人権教育室
- ウ 茨城県教育庁総務企画部生涯学習課
- エ 茨城県教育庁総務企画部私学振興室
- オ 茨城県教育庁学校教育部義務教育課
- カ 茨城県教育庁学校教育部高校教育課
- キ 茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課
- ク 茨城県教育庁学校教育部保健体育課
- ケ 茨城県教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室
- コ 茨城県教育研修センター
- サ 茨城県都市教育長協議会
- シ 茨城県町村教育長会

（2）学校関係

- ア 茨城県学校長会
- イ 茨城県高等学校長協会
- ウ 茨城県特別支援学校長会
- エ 茨城県私学協会

（3）保護者関係

- ア 茨城県高等学校PTA連合会
- イ 茨城県PTA連絡協議会
- ウ 茨城県私立中学高等学校保護者会連合会
- エ 一般社団法人茨城県子ども会育成連合会

2 法務、福祉等の機関・団体

（1）法務関係

- ア 水戸地方法務局
- イ 茨城県警察本部生活安全部人身安全少年課
- ウ 茨城県弁護士会
- エ 茨城県人権擁護委員連合会
- オ 公益社団法人いばらき被害者支援センター

（2）福祉関係

- ア 茨城県福祉部福祉政策課人権施策推進室
- イ 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課
- ウ 茨城県福祉部障害福祉課
- エ 中央児童相談所
- オ 一般社団法人茨城県医師会
- カ 一般社団法人茨城県公認心理師協会
- キ 一般財団法人茨城県民生委員児童委員協議会
- ク いばらき子ども見守りネットワーク（茨城県青少年相談員連絡協議会）